

第4章

にぎわいと活力にみちたまちづくり

- 11 多様な働く場の確保
- 12 魅力と活力ある産業の振興
- 13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

11 多様な働く場の確保

(1) 産学公連携による新産業の創出

基本方針

産学公連携によって大学等からの技術移転を促進するとともに、地域内の既存の技術、人材、研究機能などの産業資源を活用して、新しい産業・技術を創出できるような環境の整備を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
事業所の開業率	1年間に新設された事業所数÷総事業所数×100	H16.6	3.84%	→	4%

現状と課題

【現 状】

本市は、かつてハイテク製造業立地促進を目的として宇部テクノポリス圏域に指定されていましたが、国の地域経済産業政策が新規成長分野の発展に移り変わり、そして現在、競争力ある地域産業・企業発展支援も加わるなか、魅力ある地域産業の創出が求められています。本県では新事業創出支援体制の中核的支援機関として(財)やまぐち産業振興財団が設立され、大学等からの技術移転に基づいた新規事業の創出を支援しています。

【課 題】

本市でも、中核的支援機関や大学と連携を図りながら、産学公連携によって新規事業を創出できる社会経済環境の整備を図り、多様な働く場の確保が求められます。

施策体系

(1) 産学公連携による 新産業の創出

① 産学公連携の推進

② 新産業創出の支援

施策展開

① 産学公連携の推進

● 施策内容

大学の公開講座等を通じて地元企業の産学公連携に向けた機運醸成を図り、大学等が有する資源を活用して、新技術の創出可能な環境の形成を図ります。

● 主な取り組み

- ・大学の公開講座受講支援
- ・産学公連携に向けた機運醸成

② 新産業創出の支援

● 施策内容

新産業・新技術創出を支援するため、企業ガイドブックを活用しながら、地元企業と大学との交流を図り、新商品開発とその事業化を促進します。

● 主な取り組み

- ・企業ガイドブックの活用促進
- ・起業家育成の推進
- ・地元企業と大学の交流促進
- ・新商品開発とその事業化の促進

11 多様な働く場の確保

(2) 労働環境の向上

基本方針

不安定な雇用環境に対応するため、雇用の場の安定的な確保を促進するとともに、時代のニーズに対応できる職業能力の開発、きめ細かな就業対策を推進し、勤労者福祉の充実に努めます。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
就業率	就業している市民の数 ÷ 15歳以上人口 × 100	H17.10	55%	→	維持する

現状と課題

【現 状】

近年の経済のグローバル化とともに、国際的レベルで激しいコスト競争が展開され、従来の労働法による規制が撤廃・緩和された結果、正規雇用と非正規雇用という雇用の2極化が進むという不安定な雇用環境が生まれています。

また、景気の回復や団塊世代の大量退職により、企業の採用意欲は高まっているものの、求人企業、求職者間におけるミスマッチが発生しています。

【課 題】

雇用の2極化が進むという不安定な雇用環境に対応するため、多様な正規雇用の場を創出するとともに、中小企業事業者への雇用確保の支援が求められます。また、中小企業事業者への低利資金の融資や中小企業退職金共済掛金の助成なども重要な取り組みとなっています。

時代のニーズに対応できるよう職業能力の開発を支援するとともに、大都市からのUJIターン者、雇用状況の厳しい高齢者や障がい者に対するきめ細かな就業対策の必要性や、労使の相互理解と協力のもと若者や女性が働きやすい環境の整備が求められます。

施策体系

(2) 労働環境の向上

① 雇用確保の促進

② 職業能力の開発向上

③ 就業対策の充実

④ 勤労者福祉の推進

施策展開

① 雇用確保の促進

● 施策内容

企業の誘致や新産業の創出を図り、多様な正規雇用の場を創設するとともに、中小企業事業者への融資など雇用確保の支援を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 企業の誘致や新産業の創出
- ・ 雇用安定のための中小企業への支援

② 職業能力の開発向上

● 施策内容

時代のニーズに対応できるよう、就業希望者・就業者の職業能力の開発を支援します。

● 主な取り組み

- ・ 就業希望者・就業者の資質向上の促進

③ 就業対策の充実

● 施策内容

世代等によって生活価値観が変化し、就業ニーズも多様化しているため、若者をはじめとして女性や高齢者、障害者等に配慮した就業対策を推進します。

● 主な取り組み

- ・ 若者の地元就業対策の促進
- ・ UJIターン希望者の就業対策の促進
- ・ 高齢者、女性の就業対策の促進
- ・ 障がい者の就業対策の促進
- ・ 再就職体制の充実

④ 勤労者福祉の推進

● 施策内容

中小企業の勤労者に対する共済制度や金融制度の充実を図るとともに、これらの制度の普及・拡大を促進していきます。また、勤労福祉施設については、設備・行事の充実に努め、利用促進を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 中小企業勤労者共済制度の普及促進
- ・ 労働者団体等への支援
- ・ 労働福祉金融制度の充実
- ・ 勤労福祉施設の利用促進

12 魅力と活力ある産業の振興

(1) 工業の振興

基本方針

地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出をめざし、優れた立地環境のPR、立地基盤の整備を図りながら企業誘致に取り組みます。また、企業、市、大学・研究機関の連携・情報交換を強化し、既存企業の内発促進を図ります。

目標指標

指標	説明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数値		
企業団地分譲率	分業中企業団地（3地区） の分譲済区画数÷総区画 数×100	H19.3	37%	→	100%
事業所数	従業員4人以上の事業所	H17.12	117事業所	→	増やす
工業出荷額	従業員4人以上の事業所	H17.12	5,867億円	→	増やす

現状と課題

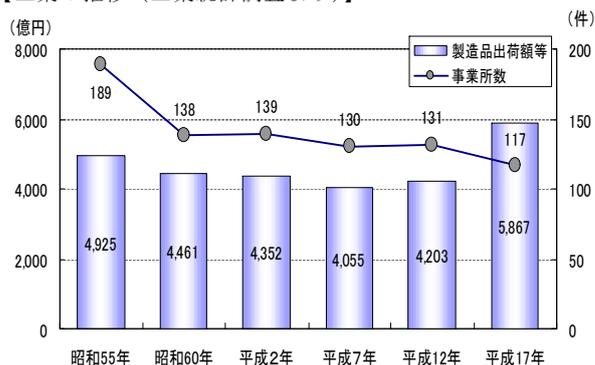
【現状】

本市では現在、小野田・楠企業団地、東沖ファクトリーパーク、新山野井工業団地の3地区を中心に企業誘致を進め、これまで工場設置奨励条例等の優遇制度の拡充を図り、誘致活動を推進してきました。しかし、アジア諸国・地域の製造業が急速に競争力を高め、わが国の量産型工場が容易に海外移転が可能なグローバル競争の時代で、企業誘致は容易でないのが実情です。

【課題】

企業誘致においては、企業団地それぞれの特色を積極的にPRしていくとともに、企業立地の補助金等の支援だけでなく、立地基盤の整備促進や関係機関の連携による技術交流、情報交換などを総合的に展開していく必要があります。一方、既存企業に対しても、情報交換に努めるとともに、新産業等の創出など内発の促進等が求められています。

【工業の推移（工業統計調査より）】



施策体系

(1) 工業の振興

① 企業誘致の推進

② 立地基盤の整備

③ 既存企業の内発促進

④ 経営指導等の推進

施策展開

① 企業誘致の推進

●施策内容
優れた立地環境にある旨を対外的にPRし、企業団地への誘致活動を進め、雇用の場の確保と産業活性化を図ります。

●主な取り組み
・企業誘致のための優遇措置の拡充
・企業情報の収集分析
・立地環境・団地情報の提供充実
・推進体制の充実

② 立地基盤の整備

●施策内容
企業誘致を継続的に推進するため、工業用水の確保、アクセス道路の整備、企業所有遊休地の活用促進を図ります。

●主な取り組み
・工業用水道施設の更新・新設
・アクセス道路の整備
・企業所有遊休地の活用促進

③ 既存企業の内発促進

●施策内容
企業や大学との交流を促進し、既存企業の産学公連携に向けた機運醸成を図り、新産業・新技術の創出に向けた取り組みを推進します。

●主な取り組み
・産学公連携に向けた機運醸成
・企業ガイドブックの活用と充実
・産学公の情報交換の促進
・優遇措置の拡充

④ 経営指導等の推進

●施策内容
既存企業の経営体質を強化するため、商工会議所と連携して経営指導等の促進を図るとともに、円滑な資金調達に資するため、各種融資制度等の充実を図ります。

●主な取り組み
・講習会の開催や経営診断、巡回指導等の促進
・各種融資制度や信用補完制度の充実

12 魅力と活力ある産業の振興

(2) 商業・サービス業の活性化

基本方針

特色を生かした個性ある既存商店街の振興を促進するとともに、幹線道路沿いの商業集積は、商圈の拡大を促進します。また、新たなサービス業の導入を促進して、多様な雇用の場を創出します。

目標指標

指 標	説 明	現 状 値			目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値		
事業所数（商業統計調査）	卸売・小売業に属する事業所	H16.6	839 店	→	増やす
年間商品販売額 （商業統計調査）	卸売・小売業に属する事業所における販売額	H16.6	1,011 億円	→	増やす
中心市街地、駅前周辺の商業施設の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	18%	→	増やす

現状と課題

【現 状】

本市の商店数は、平成16年(2004年)現在839店、従業者は4,781人、年間販売額は1,011億円です。近年の消費者ニーズの多様化、商店経営者の高齢化や後継者不足等により、幹線道路沿いの郊外型スーパーや専門店、コンビニエンスストアが増加するなど、地域商業の形態は著しく変化し、J R 駅周辺等の既存商店街の空洞化が進んでいます。

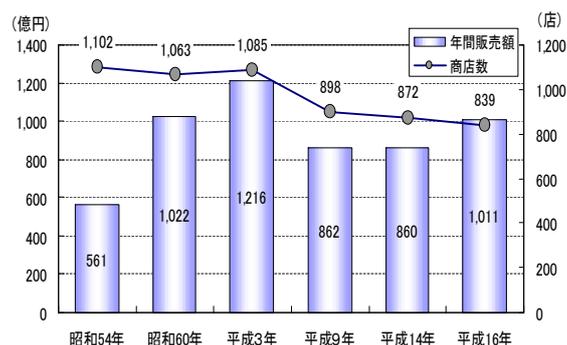
【課 題】

J R 駅周辺等の既存商店街は、まちづくり三法の改正に伴い市街地の郊外への拡散を抑制し、市と商工会議所が連携して、医・職・住・遊など日常生活の機能が既存市街地に集中した「歩いて暮らせるまちづくり」を促進する中で、個性ある商業空間の整備が求められます。

一方、幹線道路沿いの商業集積^{*}は、購買力の市外流出に対応するため、商圈の拡大が必要です。

また、既存サービス業の振興とともに、新たなサービス業の導入を図る必要があります。

【商業の推移（商業統計調査より）】



施策体系

(2) 商業・サービス業の活性化

① 既存商店街の振興

② 商業振興支援の充実

③ 商業集積の促進

④ サービス業の導入

施策展開

① 既存商店街の振興

● 施策内容

既存商店街の振興は、JR駅周辺等の既存商店街を中心に個性ある商業空間の整備に努めます。

● 主な取り組み

- ・ 既存商店街の振興
- ・ 商業施設、共同施設の整備

② 商業振興支援の充実

● 施策内容

商業・商店街の振興を図るため、融資制度の充実、空き店舗等の有効活用、各種イベント、商業起業家支援センターの運営支援等を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 融資制度の充実
- ・ 空き店舗・空き地の有効活用
- ・ 各種イベントの運営支援
- ・ 商業起業家支援センターの運営支援

③ 商業集積の促進

● 施策内容

購買力の市外流出に対応し、商業集積を促進します。あわせて、商圈の拡大を図ります。

● 主な取り組み

- ・ サンパーク地区などの商業集積の促進

④ サービス業の導入

● 施策内容

情報サービス業などの産業支援型サービス業、少子・高齢社会に対応する生活支援型サービス業等の導入を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 産業支援型サービス業の導入
- ・ 生活支援型サービス業の導入

※ 商業集積：商店街や相当数の店舗集団を意味する。

12 魅力と活力ある産業の振興

(3) 農業の振興

基本方針

市民へ安心・安全な食糧の安定的な供給や農山村の持つ多面的な機能の維持・発揮に努めるとともに、意欲ある農業従事者の確保・育成に取り組み、土台のしっかりとした活力ある農業の実現を図ります。

また、中山間地域で培われてきた地域資源を積極的に活用し、活力と魅力ある中山間地域づくりを進めます。

目標指標

指 標	説 明	現 状 値			目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値		
認定農業者*の人数	—	H19.3	20人	→	50人
学校給食に使われる地場産食材の割合	—	H17年度	7%	→	15%

現 状 と 課 題

【現 状】

現在、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあり、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、国際競争の激化など、取り組まなければならない問題が山積しています。このままでは、食料の安定供給や地域の経済社会の維持・発展、環境の保全向上に支障が生じるおそれがあります。

【課 題】

戦後の農政の大きな転換期を迎える中、土台のしっかりとした活力ある農業の実現を図るためには、一定の規模を有する認定農業者や特定農業団体等の担い手の育成・確保に積極的に取り組むことが必要です。また、消費者重視・市場重視の考え方に立った需用に即した米づくりの推進及び地域振興作物の推進により、水田農業経営の安定と発展が求められます。さらに、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然環境機能の維持・増進が求められます。

また、中山間地域の活性化を図るため、農業・畜産業の振興を基本としつつ、多様な地域資源を活かした、活力と魅力のある持続可能な地域づくりが必要です。

※ 認定農業者：効率的・安定的な農業経営に向けた計画を策定し、その計画について、農業経営基盤強化促進法に基づく市町による認定を受けている農業者。

施策体系

(3) 農業の振興

① 農業の担い手の育成

② 農業の基盤の整備

③ 地産地消の推進

④ 環境と調和した農業の推進

⑤ 畜産業の振興

⑥ 中山間地域の活性化

施策展開

① 農業の担い手の育成

● 施策内容
農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農業への担い手参入や農業生産組織の育成、基幹的な担い手への農地の集積の促進を図ります。

● 主な取り組み

- ・担い手参入の促進
- ・融資制度の充実
- ・農業生産組織の育成
- ・基幹的な担い手への農地集積の促進
- ・中核施設整備の推進
- ・農業振興地域整備計画の策定

② 農業の基盤の整備

● 施策内容
農業用地の有効利用を図るため、ため池、農道、水路などの農業基盤整備を推進します。また、将来とも確保すべき優良農地の保全に努めます。

● 主な取り組み

- ・優良農地の確保
- ・土地改良事業の推進
- ・老朽化した農業用施設の改修

③ 地産地消の推進

● 施策内容
地産地消に取り組み、生産者と消費者が顔の見える関係を築き、安全で新鮮な地場産農産物を提供します。

● 主な取り組み

- ・地場産農産物の直売所の設置
- ・学校給食への地場食材の提供
- ・地場食材を使った料理の提供、交流会
- ・特産野菜の産地化形成

施策展開

④ 環境と調和した農業の推進

● 施策内容

農業の持つ多面的・公益的機能を保全するため、都市住民との交流による農地保全、環境と調和した農業を推進します。

● 主な取り組み

- ・都市住民との交流による農地保全
- ・都市住民との交流の場づくりの促進
- ・環境と調和した農業の推進

⑤ 畜産業の振興

● 施策内容

畜産業の担い手の確保を図り、安全・安心な畜産物生産・供給を図るとともに、家畜とのふれあいを通じた食育の推進を図ります。

● 主な取り組み

- ・担い手の確保
- ・安全・安心な畜産物生産・供給の推進
- ・家畜とのふれあいを通じた食育の推進

⑥ 中山間地域の活性化

● 施策内容

中山間地域の活性化を図るため、農地の管理主体への公的支援を図るとともに、生産・加工・流通・販売の一体的な取り組みを推進します。

● 主な取り組み

- ・中山間地域づくり指針の推進
- ・地域保全活動への支援
- ・朝市等を生かした特産品の販売促進
- ・グリーンツーリズムの推進
- ・農家民宿※の育成

※ 農家民宿：農林漁業者が宿泊施設を整備し、滞在しながら作業体験や郷土料理づくり、伝統工芸・伝統芸能などに参加して都市住民に余暇活動を楽しんでもらう宿泊業。

12 魅力と活力ある産業の振興

(4) 林業の振興

基本方針

森林の持つ多面的機能を活用して地域の活性化を図るため、林業の担い手を確保し、森林を適正に保全・管理するとともに、林道等の生産基盤を整備し、木材の供給を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
林業経営体数	林産物の育林又は伐採を行う山林の面積が3ヘクタール以上の事業者	H17.2	65戸	→	60戸
林野面積	森林面積と森林以外の草生地面積の合計	H17.2	6,205 ha	→	6,190 ha

現状と課題

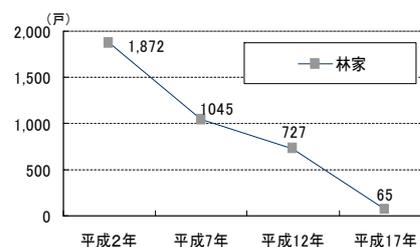
【現 状】

本市の林野面積は、平成17年(2005年)現在、6,205haで、林野面積の私有林が全体の90%を占めており、林家数は65戸となっています。本市の林業は、林家1戸当たりの林野保有面積が零細であることや、山林施業者の高齢化、担い手不足、木材価格の低迷などから、森林の整備・保全を支えてきた活動が停滞し、間伐などの必要な手入れが適切に行なわれなくなってきています。

【課 題】

現在、森林は、林業経営の採算性の悪化により手入れの行き届かない森林が増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が危ぶまれています。このような中、森林に対する市民のニーズは自然環境の保全や地球温暖化の防止など、多様化、高度化していることから、森林所有者や森林組合をはじめとする林業事業体の育成・強化により適切な森林の整備の促進に努めることが必要です。また、農山村の活性化を図るため、活力ある担い手づくりに取り組むとともに、ボランティアや市民活動による健全で多様な森林づくりを進めることが必要となっています。

林家数の推移



施策体系

(4) 林業の振興

① 林業の担い手の確保

② 環境と調和した林業の育成

③ 林業の基盤の整備

④ 林産物の供給体制整備と需要拡大

施策展開

① 林業の担い手の確保

● 施策内容

林業の担い手を確保するため、林業後継者の育成を図るとともに、林業従事者の労働条件を改善し、若年林業従事者の参入を促進します。

● 主な取り組み

- ・ 林業後継者の育成
- ・ 林業従事者の労働条件の改善
- ・ 若年林業従事者の参入促進
- ・ 融資制度の充実

② 環境と調和した林業の育成

● 施策内容

森林の持つ多面的な機能を保全するため、環境と調和した森林づくりを推進します。

● 主な取り組み

- ・ 森林施業計画の推進
- ・ 都市住民との交流による森林の保全
- ・ 都市住民との交流の場づくりの促進

③ 林業の基盤の整備

● 施策内容

林道・作業道の整備を促進します。

● 主な取り組み

- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 有害鳥獣対策の推進

④ 林産物の供給体制整備と需要拡大

● 施策内容

木材を安定的に供給するため、安価で提供できる流通・加工体制の整備を図るとともに、木造住宅の建設促進等による建材への需要拡大等を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 流通・加工体制の整備
- ・ 木材の需要拡大の促進
- ・ 椎茸等の特用林産物の生産振興

12 魅力と活力ある産業の振興

(5) 水産業の振興

基本方針

水産物の安定供給を図るため、つくり育てる魚業の振興を図り、経営基盤の整備を進めて担い手の育成に努めるとともに、漁業の生産基盤の整備を進めます。また、内水面漁業*の振興を図ります。

目標指標

指標	説明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数値		
漁業経営体数	—	H17.12	126 経営体	→	113 経営体
漁獲量	1年間の漁獲量	H17.12	1,621 t	→	1,300 t
観光底引きの実施隻数	1年間の実施隻数	H17.12	8 隻	→	10 隻

現状と課題

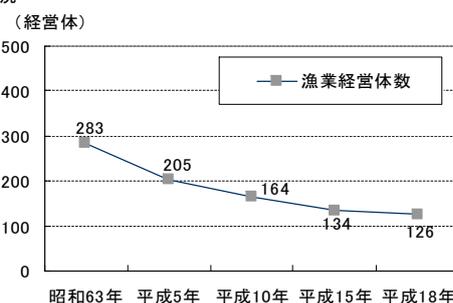
【現状】

本市では、年々漁獲量が減少するとともに、漁家収入が減少する中、就業者の高齢化が進み、後継者不足に直面しています。アサリは、天敵であるナルトビエイの出現や水質環境の悪化により激減し、商標登録されている「小野田アサリ」の保護を図るため、ナルトビエイの駆除を行い、稚貝放流等の繁殖保護を実施しています。また、のり養殖は水質環境の悪化等により経営体が激減し、生産量も減少しています。一方、漁船漁業によるカレイ、メバル、クルマエビ、ガザミなどの漁獲量は増加しています。内水面漁業*では、アユ、ウナギ、モクズガニ等の稚魚放流等を行い、振興を図っています。

【課題】

水産物の安定供給を図るため、栽培漁業*や資源管理漁業*の推進が求められます。漁業の担い手を育成・確保するため、中核的な漁業者の育成を図るとともに、新規就業者対策の充実が必要です。また、漁港の就労環境を向上させ、地域の活性化を図るため、漁港を整備し、操業時間の増加を図るとともに、漁業従事者と都市住民との交流の場づくりが求められます。内水面漁業の振興については、漁業資源を維持回復するため、河川、海の自然環境の保全が必要です。

漁業の状況



* 内水面漁業：河川や湖沼などの内水面で魚を獲ったり、養殖をしたり、遊魚を行ったりする漁業。

施策体系

(5) 水産業の振興

① 栽培漁業と資源管理の推進

② 水産業の担い手の育成

③ 水産業の生産基盤の整備

④ 水産業の交流の場づくり

⑤ 内水面漁業の振興

施策展開

① 栽培漁業と資源管理の推進

● 施策内容

水産物の安定供給を図るには、種苗放流等の繁殖保護を実施し、資源量の維持・増大を図る栽培漁業や資源管理漁業を推進します。

● 主な取り組み

- ・種苗放流等の繁殖保護の推進
- ・ナルトビエイなど有害動植物の駆除
- ・魚礁の設置

② 水産業の担い手の育成

● 施策内容

漁業の担い手を育成するため、中核的な漁業者の育成、新規就業者対策を充実するほか、融資制度の充実など経営基盤の強化を図ります。

● 主な取り組み

- ・中核的な漁業者の育成
- ・新規就業者対策の充実
- ・融資制度の充実
- ・漁業組織の強化・育成

③ 水産業の生産基盤の整備

● 施策内容

漁港の安全性を向上し、働きやすい就労環境を実現するため、漁港の整備によって安全に係船できる場所を確保するとともに、操業時間の増加を図ります。

● 主な取り組み

- ・漁港の整備

※ 栽培漁業：水産資源を増やすため、魚介類の種苗（稚魚・稚貝等）を放流し、適正な漁場管理を行いつつ魚を獲る漁業。

※ 資源管理漁業：将来にわたって健全な漁業の発展を目指すため、漁業者自らが小型魚を獲らないなど漁場や資源量を管理しながら魚を獲る漁業。

施策展開

④ 水産業の交流の場づくり

● 施策内容

漁業従事者と都市住民との交流の場をつくることによって、漁業の振興と地域社会の活性化を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 都市住民との交流の場づくりの推進
- ・ 観光底引きの促進
- ・ 朝市の支援

⑤ 内水面漁業の振興

● 施策内容

水産物を安定供給し、河川、海の漁業資源を維持・回復するため、河川、海の自然環境の保全を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 河川、海の漁業資源の維持・回復
- ・ 河川、海の自然環境の保全

12 魅力と活力ある産業の振興

(6) 地場流通の推進

基本方針

市民の食生活に欠かせない生鮮食料品の流通の拠点として地方卸売市場、魚市場を充実するとともに、関係機関、関係業者と連携しながら食育の推進、地産地消の推進、市内供給体制の整備・充実を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現状値		→	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
地方卸売市場の取扱高・量	1年間の取扱高・量	H17年度	35,173万円 (1,807t)	→	55,000万円 (2,500t)

現状と課題

【現 状】

山陽小野田市地方卸売市場は、昭和58年(1983年)5月の開設以来、地場野菜を中心とした特色のある卸売市場を目指してきました。しかし、現在、卸売市場のおかれている状況をみると、卸売業者の経営が厳しさを増しているとともに、市場間の競合、ICT(情報通信技術)の進展がみられるなど対応を迫られる多くの課題に直面しています。

一方、魚市場においても同様の傾向にあり、生鮮魚介類の市場外流通が増加し、従来の市場流通が大きく変化しています。

【課 題】

生鮮食料品は一般の商品とは異なり、長期保存が困難であり、そのうえ、生産が天候に左右されやすいなどの理由で供給量が大きく変動し、価格の動きも激しくなる性質があることから、生産者には安定した販路の確保、小売商には安定した仕入れの場を提供することにより、消費者の食生活の安定に寄与することが求められます。また、より多くの市民が地場産農産物や加工品を身近に感じることができるよう、新鮮・安心・安全を基調とした地産地消を推進するとともに市場における品質管理の高度化、集荷販売活動の促進など、情報技術を活用した取引や物流の効率化を一層推進していくことが必要です。

さらに、供給先の拡大を図るため、市内の小売業者、飲食業者、加工業者等に当市場の売買参加者となってもらうための条件整備が求められます。

また、魚市場も同様に、市内小売業者との連携を強化するとともに、消費者との交流、産直販売体制の整備が求められます。

施策体系

(6) 地場流通の推進

① 地方卸売市場の充実

② 魚市場の充実

施策展開

① 地方卸売市場の充実

●施策内容
 生鮮食料品の消費拡大、取扱高・量の増大を図るため、関係機関、関係業者と連携し、食育、地産地消の推進、市内供給体制の整備を図ります。

●主な取り組み
 ・健全な市場運営の促進
 ・食育の推進
 ・地産地消の推進
 ・市内供給体制の整備

② 魚市場の充実

●施策内容
 魚市場も、関係機関、関係業者と連携し、食育、地産地消の推進、市内供給体制の整備を図り、水産物の消費拡大、取扱高・量の拡大につなげます。

●主な取り組み
 ・健全な市場運営の促進
 ・魚食普及の推進
 ・地産地消の推進
 ・市内供給体制の整備

12 魅力と活力ある産業の振興

(7) 観光・交流の振興

基本方針

地域の観光交流施設とのネットワークを図るとともに、官民一体となった情報発信・誘客体制を充実するほか、イベント、特産品づくり、宿泊・娯楽施設の充実を図るなど、観光客受入れ体制の整備に努めます。

目標指標

指 標	説 明	現状値		→	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
観光入込客数（1年間）	—	H17	618,278人	→	増やす

現 状 と 課 題

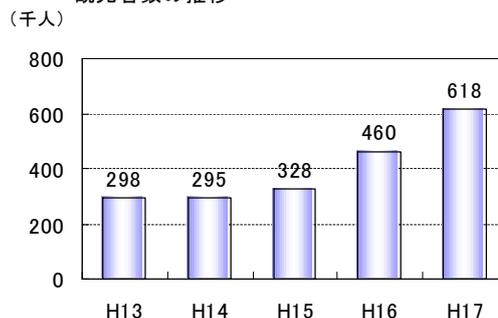
【現 状】

本市には、江汐公園、物見山総合公園、きららビーチ焼野や竜王山公園オートキャンプ場などの自然・公園、旧小野田セメントの徳利窯、山手倶楽部や寝太郎堰などの産業遺跡、6箇所のゴルフ場や山陽オートレース場などの観光資源があります。また、本県は福岡・広島という大消費地に隣接しており、この立地条件と恵まれた交通アクセスを活用した観光入込客数の増加を目指す魅力ある観光振興が求められています。

【課 題】

市内に多くある観光資源を保存・整備するとともに観光案内板の設置やイベントの育成及び充実、観光パンフレットの配布、マスメディアやインターネット等を利用した情報発信に更に努め、交流人口の増加を図る必要があります。

観光客数の推移



施策体系

(7) 観光・交流の振興

① 観光・交流資源の整備・充実

② 情報発信・誘客体制の強化・充実

③ 特産品づくりの振興

④ 宿泊・娯楽施設の充実

施策展開

① 観光・交流資源の整備・充実

● 施策内容

既存観光・交流資源の整備や新たな観光拠点の形成、観光拠点のネットワーク化を図り、魅力ある観光地づくりを推進します。

● 主な取り組み

- ・ 既存観光・交流資源の整備
- ・ 新たな観光拠点の形成
- ・ 観光拠点のネットワーク化

② 情報発信・誘客体制の強化・充実

● 施策内容

産業観光振興に向けた人材の育成を図るとともに、対外的な情報発信・誘客体制の整備、観光客受入れ体制の充実を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 観光ボランティアガイドの養成
- ・ まつり、イベントの育成・支援
- ・ 観光宣伝の推進
- ・ 「道の駅」建設の検討

③ 特産品づくりの振興

● 施策内容

関連業者と連携し、観光土産品、郷土料理の発掘・開発を図り、観光の魅力づくりを促進します。

● 主な取り組み

- ・ 観光土産品の発掘・開発
- ・ 郷土料理の発掘・開発
- ・ 特産品の流通体制整備の促進
- ・ 農業・水産業の特産品づくりの促進

④ 宿泊・娯楽施設の充実

● 施策内容

観光交流人口の拡大に対応するため、宿泊施設や娯楽施設の拡充整備を促進します。

● 主な取り組み

- ・ 宿泊施設の拡充整備の促進
- ・ 娯楽施設の拡充整備の促進
- ・ オートレース事業の適正な運営

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(1) 適正な土地利用の推進

基本方針

適正な土地利用の推進を図るとともに、市街地の都市核の形成に取り組みます。また、土地に関する施策を総合的、効率的に進めるため、地籍の明確化を図り、住居表示区域の拡大を進めます。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
地籍調査進捗率	認証済面積／計画面積	H18.3 末	91%	→	100%
住居表示実施箇所数	—	H19.3	60 箇所	→	72 箇所

現状と課題

【現 状】

本市の総面積は 132.99 km² で、土地利用としては山林・里山が最も多く、次いで農地、宅地の順になっています。都市地域は、本市全域の都市計画区域のうち、2,732ha を用途地域に定め、農業地域との調整に留意しつつ、適正な土地利用に努めてきました。

また、地籍の明確化や住居表示の実施を進めています。

【課 題】

本市では、近年、人口が減少傾向にあり、従来の人口増加を見込んだ市街地形成から人口減少に見あう適正な市街地形成へといった土地利用の転換が必要となっています。また、高齢社会の到来に伴い徒歩圏内の市街地形成（コンパクトシティ）が求められます。

地籍調査については、未実施地域の地籍の明確化や、データ化が必要です。また、市民生活の利便性の向上を図るため、住居表示区域の拡大が必要となっています。

施策体系

(1) 適正な土地利用の推進

① 適正な土地利用の推進

② 市街地の整備

③ 地籍調査の推進

④ 住居表示区域の拡大

施策展開

① 適正な土地利用の推進

● 施策内容
適正な土地利用の推進を図ります。

● 主な取り組み
・ 都市計画マスタープランの策定
・ 適正な土地利用の規制・誘導
・ 計画的な公共用地の確保

② 市街地の整備

● 施策内容
JR 小野田駅、厚狭駅周辺市街地を都市核として整備促進を図ります。

● 主な取り組み
・ JR 小野田駅周辺地区の整備
・ JR 厚狭駅周辺地区の整備

③ 地籍調査の推進

● 施策内容
計画的に地籍の明確化を図ります。

● 主な取り組み
・ 地籍調査の実施
・ 地籍情報のデータ化

④ 住居表示区域の拡大

● 施策内容
人口密集地区を中心に住居表示区域を拡大します。

● 主な取り組み
・ 住居表示の実施

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(2) 広域交通体系の整備

基本方針

高速交通体系の更なる充実を図り、広域的な交通基盤が整ったまちとしてその拠点性を高めるとともに、高速交通拠点の利用促進を図ります。また、広域道路網や都市計画道路網の整備・充実を進めます。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
都市計画道路の改良率	改良済み延長÷計画道路延長×100	H18.3末	33.3%	→	増やす
新幹線、空港などの利用のしやすさに対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	67%	→	増やす
地域間を結ぶ幹線道路に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	65%	→	増やす

現状と課題

【現 状】

本市にかかわる高速交通の拠点としては、道路では山陽自動車道宇部下関線の小野田 I C、埴生 I C、鉄道では J R 山陽新幹線厚狭駅、空港では隣接する宇部市に山口宇部空港があり、広域的な交通基盤が整ったまちとしてその拠点性が高まっています。

【課 題】

高速道路については、山陽自動車道宇部下関線が、現在、暫定 2 車線供用であり 4 車線化に向けた利用促進が必要です。また、広域交通網については、事業中の小野田湾岸線、県道小野田山陽線等の早期完成と地域高規格道路*山口宇部小野田連絡道路全線の事業化が望まれます。さらに、都市計画道路網については、広域幹線道や高速交通拠点との連絡により、円滑な交通を確保するとともに、良好な市街地の形成が図れるよう、道路網の見直し整備が求められています。

広域交通体系による市民の利便性の向上や地域の活性化を図るため、J R 新幹線厚狭駅への「ひかり」の停車や、山口宇部空港の東京線の利便性の拡大や新規路線の開拓などが望まれています。

* 地域高規格道路：地域発展の核となる都市圏の育成や空港・港湾・新幹線駅等の広域交通拠点との連結等、地域の発展を促進するため、高速サービスを提供する道路。

施策体系

(2) 広域交通体系の整備

① 高速交通体系の充実

② 広域交通網の整備

③ 都市計画道路網の整備

施策展開

① 高速交通体系の充実

●施策内容
高速交通体系を一層充実させるため、既存施設の利用促進を図ります。

●主な取り組み
・山陽自動車道宇部下関線の利用促進
・JR 山陽新幹線厚狭駅の利用促進
・山口宇部空港の利用促進

② 広域交通網の整備

●施策内容
広域道路網の整備、充実を図ります。

●主な取り組み
・地域高規格道路山口宇部小野田連絡道路の整備
・国道・県道の整備・充実

③ 都市計画道路網の整備

●施策内容
都市計画道路網の整備、充実を図ります。

●主な取り組み
・都市計画道路の整備・充実

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(3) 港湾整備の促進

基本方針

地域経済の発展のため、重要港湾小野田港の港湾施設の整備拡充を図り、開港[※]指定を促進します。

目標指標

指 標	説 明	現状値		→	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
小野田港の貨物取扱量	1年間の貨物取扱量	H16	4,032,847 t	→	500万 t

現状と課題

【現 状】

小野田港は、古くから石炭、セメント、石灰石等の取り扱いを主とする工業港として発展し、昭和35年（1960年）に重要港湾に指定されました。船舶の大型化や貨物取扱量の増加に対応するため、昭和62年（1987年）度から国直轄事業として外国貿易機能を有した港湾として整備拡充が進められてきましたが、暫定水深のままで平成15年（2003年）度より事業休止となっています。

【課 題】

本港の背後地域である山陽小野田地域は、高速交通体系の整備が進み、これに伴う産業の集積等、今後の更なる発展が期待されます、また、地域の産業経済の発展を助長し、外国貿易を促進するため、関係機関に事業の再開と開港[※]指定を要請する必要があります。

※ 開港：関税法で、港には「開港」と「不開港」が定められている。開港は外国貿易船が直接入港できる港で、開港の条件は、外航船の入港実隻、貿易額、後背地の企業立地活動等が考慮される。

施策体系

(3) 港湾整備の促進

① 開港指定の実現

② 港湾施設の整備促進

施策展開

① 開港指定の実現

● 施策内容
外国船入港の利便性を図り、貿易を促進するため、開港指定を要請します。

● 主な取り組み
・ 開港指定に向けた取り組みの推進

② 港湾施設の整備促進

● 施策内容
港湾施設の整備を促進するとともに、利用促進を図ります。

● 主な取り組み
・ 港湾施設整備の促進
・ 港湾施設の利用促進

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(4) 高度情報化への対応

基本方針

市民や事業所、行政の多様なニーズを踏まえ、情報通信技術（ICT）を活用しながら、健康、福祉、防災、教育、生涯学習、産業、行政等様々な分野において、誰でも、いつでも必要な情報を容易に享受し、または発信できるよう、地域情報化を積極的に推進していきます。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市内におけるブロードバンド回線の普及率	—	H18.3 末	85%	→	100%
ブロードバンド世帯普及率	高速インターネット契約者数÷全世帯数×100	H18.3 末	35%	→	50%

現状と課題

【現 状】

本市の高度情報化への対応は、行政の情報化を中心に進められ、公共施設を光ファイバーで接続し、高速地域情報通信ネットワークを構築してきました。一方、一般家庭、事業所におけるブロードバンドサービス※は、民間事業により市内のほとんどの地域で利用可能となっていますが、一部の地区では利用出来ない状況です。

【課 題】

情報通信技術（ICT）は、少子・高齢化の進展、地域経済の活性化、地域社会の再生、行財政改革の推進など地域課題を解決する重要なツール（道具）の一つとみられています。

高度な情報通信技術の便益を最大限に活かし、安心・安全で活力ある地域社会づくりを推進するため、市民生活の情報化、地域産業の情報化、行政の情報化を一体的・総合的に進める地域情報化計画を策定し促進する必要があります。また、すべての市民がITの便益を享受できるよう地域間の情報格差を是正するとともに、情報活用能力の向上を図ることが求められます。

さらに、高度情報化時代を迎え、携帯電話やインターネットの普及状況からみて、有線放送事業の今後の方向性を検討する必要があります。

※ ブロードバンドサービス：高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用したサービス。

施策体系

(4) 高度情報化への対応

① 地域情報化の推進

② 情報活用能力の向上

施策展開

① 地域情報化の推進

● 施策内容

地域情報化計画を策定し、地域間の情報格差の是正を図るとともに、地域情報番組など地域の情報を広く発信する手段としてコミュニティ放送局*、CATV*等の整備について検討します。

● 主な取り組み

- ・ 地域情報化計画の策定
- ・ 情報化計画推進体制の整備
- ・ 地域間の情報格差の是正
- ・ 有線放送事業の検討
- ・ コミュニティ放送局の整備の検討
- ・ CATV等の整備の検討

② 情報活用能力の向上

● 施策内容

すべての市民がICTの知識を身に付け、ICTの便益を享受できるよう、情報活用能力の向上を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 情報教育環境の充実
- ・ 小中学校における情報教育の推進
- ・ 市民・事業者向けICT講座の開催

※ コミュニティ放送局：わが国の放送制度による放送局形態の一つで、市町など行政区域内の地域に密着した情報を提供するためのFM放送。

※ CATV：Cable TVの略。電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年ではインターネット接続などのサービスも行われるようになった。

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(5) 国際交流・地域間交流の推進

基本方針

海外の国々、国内の各地域との交流と相互理解、友好親善を深めて、形成された人脈や交流による成果をまちづくりに生かしていきます。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
姉妹都市間の年間交流回数	—	H18年度	1回	→	2回
国際交流協会の会員数 (法人を含む)	—	H18.5	151人	→	170人

現状と課題

【現 状】

本市の地域間交流は、平成8年（1996年）、埼玉県秩父市と姉妹都市提携を行い、民間交流を主体に交流を行っています。また、国際交流では、平成4年（1992年）にオーストラリア・レッドクリフ市と姉妹都市提携を図り、平成14年（2002年）に姉妹都市10周年事業としてレッドクリフ市を訪問するなどの行事が行われ、現在、中学生海外派遣事業も実施しています。

【課 題】

多額の費用を要する交流事業は、行政主体では困難になっています。そこで、交流による成果をまちづくりに活かしていくには、交流事業を民間主導に移行させ、まつり、スポーツ交流、文化交流などの定例イベントを行うとともに、これらの人の輪を大切に、より大きな輪にしていくことが必要です。

施策体系

(5) 国際交流・地域間交流の推進

① 国際交流の推進

② 地域間交流の推進

施策展開

① 国際交流の推進

● 施策内容

国際化の進展に対応するため、海外との交流を通じて、国際理解の推進、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 中学生海外派遣事業
- ・ 姉妹都市との国際交流の推進
- ・ 交流促進のための交流基金の検討

② 地域間交流の推進

● 施策内容

スポーツ、文化交流イベントを充実し、国内の地域間交流を推進し、地域活性化を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 姉妹都市との地域間交流の推進
- ・ スポーツ、文化交流イベントの充実

